

人事行政の運営等の状況

【詳細】人事課直25・5445、職員厚生課直25・5459

旭川市の人事行政の運営等の状況についてお知らせします。詳しい内容は
市政情報コーナー（総合庁舎1階）や市庁で見ることができます

旭川市 人事行政 検索

1 職員の任免及び職員数

1 採用・退職者数の状況

	平成30年度	令和元年度 5月1日現在
採用	115人 (28人)	97人 (24人)
退職	106人	

※採用欄の（ ）内は、再任用職員の数（外数）。

2 職員数の推移

平成26年度以降の職員数は、消防の広域化や再任用職員のフルタイム化などにより増加しましたが、近年は削減を進めており、再び減少しています。今後も指定管理者制度の導入や業務の外部委託の拡大等に取り組み、簡素で効率的な事務の執行に努めます。

(各年4月1日現在)

年度	平成25	平成26	...	平成28	...	平成30	平成31
人数(人)	2,879	2,965	...	3,012	...	2,999	2,969

2 職員の人事評価

職員の能力や業績を把握し、勤労意欲や能力開発、効率的な組織運営を促し、組織全体の活性化や公務効率の向上を図ることを目的とした人事評価制度を導入しています。

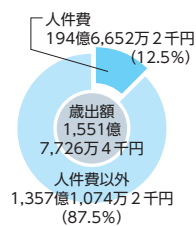
3 職員の給与

1 人件費の状況

(平成30年度普通会計決算)

人件費とは、一般職と特別職の職員に対する給与や報酬の他に、共済費（民間企業での社会保険料の使用者負担分に相当）等を含む経費をいいます。平成30年度の人件費率は12.5%です。

※普通会計＝一般会計と、特別会計のうち公営事業会計を除いたものを合算したものです。

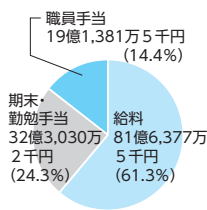


2 職員給与費の状況

(令和元年度普通会計予算)

職員給与費とは、人件費のうち、職員に毎月支給される給料に各種手当（退職手当を除く）を合わせたものを除く。

- 職員数 2,180人
- 職員給与費 133億789万2千円
- 1人当たり給与費 610万5千円



3 ラスパイレス指数の状況

	旭川市	中核市平均	全国市平均
平成30年4月1日現在	99.0	100.2	99.1
平成25年4月1日現在 (参考値)	107.0 (98.9)	108.4 (100.1)	106.6 (98.5)

※ラスパイレス指数＝国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数。
※参考値＝2年間のみ行われた、国家公務員の時限的な給与改定特例法による措置がない場合の値。

4 職員の初任給及び経験年数別平均給料月額

(平成31年4月1日現在)

区分（一般行政職）	大学卒	高校卒
決定初任給	180,700円	148,600円
経験年数	10年未満	217,632円
	10年以上20年未満	294,581円
	20年以上30年未満	376,380円
	30年以上	415,735円

※決定初任給＝卒業後、直ちに採用された者に適用される給料月額。
※一般行政職＝行政職給料表（右ページ②）の適用者のうち、税務関係等の業務に従事する職員を除いたもの。

5 職員の平均給料月額及び平均年齢の状況

(平成31年4月1日現在)

区分	旭川市	国
平均給料月額	315,188円	329,433円
平均年齢	42.8歳	43.4歳

6 職員手当の状況

(平成31年4月1日現在)

期末手当	〔令和元年度支給割合〕（6月期+12月期＝計） ●期末手当：1.3月分+1.3月分＝2.6月分
勤労手当	●勤労手当：0.925月分+0.925月分＝1.85月分 ※職制上の段階、職務の級等による加算措置あり
寒冷地手当	51,700円～131,900円
退職手当	最高限度支給率 47.709月分 ※勤続年数・退職事由により決定 ●退職前の役職等による調整額あり ●定年前早期退職特例措置（2～20%加算）
1人当たり	●自己都合 169万8千円 ●勤奨・定年 2,050万1千円
平均支給額	●配偶者＝3,500円～6,500円 ●子＝1人10,000円 ●扶養親族（上記を除く）＝1人3,500円～6,500円（16歳から22歳までの子1人につき5,000円加算） ※手当額は職員の職務の級によって異なる
住居手当	●借家等の場合＝家賃の額に応じて支給（限度額27,000円、家賃3,000円以上に限る） ●持家の場合＝2,000円
通勤手当	●交通機関の利用者＝運賃等相当額（限度額5万円） ●交通用具（自動車等）の利用者＝2,000円～31,600円（使用距離による）

時間外勤務手当	支給総額	年間支給額
(平成30年度)	職員1人当たり支給額	30万7千円

※時間外勤務手当には、夜間・休日勤務手当を含まない。

4 等級及び職制上の段階ごとの職員数

行政職給料表 (平成31年4月1日現在)

等級	人数(人)	割合(%)	主な職務	人数(人)	職制上の段階
1級	158	7.4	係員	158	係員級
2級	241	11.2	係員	241	係員級
3級	551	25.7	主任 係長・主査	472	主任級 係長級
4級	886	41.4	主任 係長・主査	79	主任級 係長級
5級	81	3.8	課長補佐	263	主任級 係長級
6級	104	4.8	課長補佐	104	課長補佐級
7級	85	4.0	課長・主幹	81	課長級
8級	36	1.7	課長・主幹 部次長	45	課長級
9級	0	0.0	部長	7	部次長級 部長級
合計	2,142	100.0	部長	0	部長級

5 職員の勤務時間とその他の勤務条件

1 勤務時間（標準的なもの）

1週間の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
38時間45分	午前8時45分	午後5時15分	午後0時15分～1時

2 年次有給休暇の取得状況（平成30年度）

総付与日数(A)	総使用日数(B)	全対象職員数(C)	平均使用日数(B÷C)	取得率(B÷A)
110,996.1日	32,211.9日	2,939人	11.0日	29.0%

※総付与日数は、前年度からの繰越し分を含む。
※全対象職員数＝平成30年4月1日から同31年3月31日までの全期間に在職した職員の数。

6 職員の休業

平成30年度の職員の休業制度の取得状況は、育児休業が98人、修学部分休業が0人、自己啓発等休業が1人です。

7 職員の分限及び懲戒処分

平成30年度に行った職員に対する分限処分は、心身の故障による休職が延べ109人です。懲戒処分は、公務上の事由による戒告1人、公務外の事由による停職1人、減給1人、戒告1人の計4人です。

※延べ人数＝同一職員が複数回にわたって分限処分された場合、その数を重複して合計したものです。

市議会議員の報酬等の状況

(平成31年4月1日現在)

区分	報酬月額	期末手当	年間支給額
議長	625,000円	(支給割合)	10,612,500円
副議長	555,000円	年間	9,423,900円
議員	515,000円	4.15月分	8,744,700円

8 職員の服務

地方公務員法や旭川市における公正な職務の執行の確保等に関する条例等に基づき、法令を遵守し、倫理の高揚に努めるよう服務規律の確保等に努めています。

平成30年度における主な取組みは、次のとおりです。

- 各部局長宛に通知＝3回
- 職員研修の実施＝17回

9 職員の退職管理

退職した元職員からの働き掛けを規制するとともに、退職した課長職以上の元職員から再就職状況について届出を受け、市庁で公表しています。

10 職員の研修

基本研修、特別研修、派遣研修、職場研修、自主研修があり、平成30年度に実施した研修には、延べ4,030人が受講しました。

11 職員の福祉及び利益の保護

1 厚生福利制度

●厚生制度＝条例の定めにより、職員の保健や元気回復、その他厚生に関する事業を旭川市職員福利厚生会に委任し、実施しています。文化教養・体育奨励事業、レクリエーション親睦事業、給付事業等を行っています。同会の平成30年度の会員数は3,020人。市からの交付金の額は1,278万3千円で、会員会費と交付金の負担比は1：0.22です。

●共済制度＝職員や被扶養者の病気や負傷、出産、死亡等に関して適切な給付を行うことを目的とした相互共済制度です。地方公務員等共済組合法に基づき、北海道都市職員共済組合が主体となって、事業を実施しています。

2 公務災害補償

平成30年度の公務災害発生件数は次のとおりです。

- 公務災害＝19件
- 通勤災害＝7件

12 市長・副市長の給料等の状況

財政状況を踏まえ、特別職職員の給与を減額しています。

市長 給与月額から 約19万円を減額
副市長 給与月額から 約8万円を減額
この他、6月期末手当も減額しています。

13 その他

平成30年度における勤務条件に関する措置要求、不利益処分に関する不服申立て、苦情相談の各件数は、いずれも0件です。

- 政務活動費＝議員の調査研究その他の活動に資するため、1人当たり月額8万円を交付。政務活動費を充てることができる経費は条例等で定められており、残余があった場合は返還
- 視察旅費＝単独行政視察（任期中2回）と、委員会行政視察（2年に1回）の費用について、1回当たり15万円以内で市職員の旅費規程に基づき支給

【詳細】議会総務課直25・6380、議事調査課直25・6318